

療育(愛護)手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

区 分	障 害 の 程 度
療育(愛護)手帳の交付を受けている方	障害の程度が「A」の方
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	障害の程度が「1級」であり、かつ、次のいずれかに該当する方 (1) 通院医療費受給者番号または自立支援医療費受給者番号が記載されている手帳を有する方 (2) (1)以外の方で、精神通院医療を受けていることについて、通院している医療機関から証明を受けた方